

海外に修学旅行に行くまえに 先生、知っていますか？

外国籍高校生の日本再入国時の指紋押捺

修学旅行に参加する 16 歳以上の生徒は、指紋押捺を免除されています。

2007 年 11 月 20 日から、日本政府は、特別永住者や 16 歳未満など一部を除くほぼすべての外国人から、入国時に指紋・顔写真の個人識別生体情報を採取する制度を開始しました。

具体的には、空港や港での入国審査のときに、両手ひとさし指を指紋読取機器の上に置くと、電磁的に指紋情報が読み取られます。そして、指紋読取機器の上部にあるカメラで顔写真が撮られます。

2008 年 12 月、政府は、修学旅行に参加する外国籍高校生などの日本再入国時に、生体情報の採取を免除する省令を出しました。したがって、16 歳以上でも、修学旅行の帰りであれば指紋と顔写真を採取されることはありません。

ところが、この改正が学校現場に周知されていないため、また、入管側も審査時に免除についてきちんと伝えられないため、修学旅行からの帰国時に高校生などが生体情報を採取されてしまったという事例が複数あります。

海外への修学旅行など教育旅行がある場合、事前の手続きと、再入国時の先生方の注意が大切です。

入国審査時の個人識別情報の提供義務の免除対象

- (1) 特別永住者
- (2) 16 歳未満の者
- (3) 「外交」又は「公用」の在留資格に該当する活動を行おうとする者
- (4) 国の行政機関の長が招へいする者
- (5) (3) 又は (4) に準ずる者として法務省令で定める者

★ (5) の「法務省令で定める者」に、修学旅行に参加する高校生が加えられました。(法務省令第七十二号 平成二十年十二月十五日「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」(裏面に収録))

★ 参考文書

出入国管理及び難民認定法(第六条第三項第五号)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26SE319.html>

出入国管理及び難民認定法施行規則(第五条 上陸の申請)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S56/S56F03201000054.html>

<参考>

○法務省令第七十二号

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六条第三項第五号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年十二月十五日

法務大臣 森 英介

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第十項に次の一号を加える。

四 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第八十三条(同規則第百八条第二項において準用する場合を含む。)、第百二十八条若しくは第百七十四条に規定する教育課程(高等学校、特別支援学校若しくは高等専門学校の専攻科若しくは別科又は専修学校の高等課程にあつては、これに相当するもの)として実施される本邦外の地域に赴く旅行に参加する本邦の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は専修学校の高等課程(以下この号において「学校」という。)の生徒又は学生であつて、次の各号に掲げる学校の区分に応じそれぞれ当該各号に定める者から法務大臣に対して当該学校の長が身元保証を行う旨の通知をしたもの

- イ 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する学校 当該国立大学法人の学長
- ロ 独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第百十三号)第三条に規定する国立高等専門学校 独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長
- ハ 都道府県の設置する学校 都道府県の教育委員会
- ニ 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の設置する学校 市町村の教育委員会
- ホ 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する高等専門学校 当該公立大学法人の理事長
- ヘ 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人の設置する高等専門学校 文部科学大臣
- ト その他の学校 都道府県知事

附則 この省令は、公布の日から施行する。